

は し が き

「地方再生」ないし「地域活性化」への取り組みは、これまでも何度かなされている。「地方の時代」と称されて、全国的なうねりとなった時期もあった。しかし、「地方分権」の拡大に通じるような制度改革とはならなかった。

この点、地方分権一括法（平成12年4月施行）は、国と地方の法的な関係を、上下関係から、対等・協力の水平関係に転換するという画期的なものではあったが、財源の裏づけ等の点では未完の改革にとどまっている。

ここ数年、「構造改革」の流れの中で、「地方にできることは地方に」、「地方のやる気を全国へ」とのスローガンの下に、地方の自立・自助精神を鼓舞しつつ、「地方の再生」、ひいては国の活力の復活を図ろうとする各種の取り組みがなされている。国も一方的に地方に指示を与えるのではなく、地方が発する自発的提案を踏まえる形で、規制改革や補助金改革等を進めている。ただ、国と地方の税財政改革である「三位一体改革」のように、地方が改めて壁の厚さを感じ、「構造改革」の難しさを痛感した、というような評価も聞かれる。

平成の「地方再生」ないし「地域活性化」は、集権化や画一化を排し、地方の独自性や主体性に依拠した個性豊かな社会を創造していくことである。我が国は、「少子高齢化」と「グローバル化」という激変する環境の中で、この課題に取り組んでいかなければならない。

調査及び立法考査局では、平成16-17年度の総合調査のテーマとして「地方再生一分権と規制改革の視点から」を取りあげ、調査を行ってきた。このたび、国内・国外出張の成果等も織り込んだ形で、報告書を取りまとめた。

「地方再生」の現状、その再生を阻んでいる様々な要因、そして国と地方が抱える諸課題等を、地方分権と規制改革の視点から考えてみた。この報告書が、国政審議に資することを願うものである。

当総合調査のメンバーは、あとがきに記すとおりである。なお、「地方再生」という際の「地方」は、国に対する地方という意味で使用しており、「地域再生」をも含めた概念である。

平成18年2月

調査及び立法考査局長 松橋和夫